第三吾嬬小学校改築に伴う設計その他業務委託
国庫補助事業申請書類 特記事項

1　資料作成の目的

第三吾嬬小学校改築工事において、以下の補助金の手続に必要な資料を作成する。

⑴　公立学校施設整備費負担金
（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（以下、「義務法」という。）第 3 条）

⑵　学校施設環境改善交付金
（義務法第 12 条、学校施設環境改善交付金交付要綱）

⑶　その他東京都補助金等

2 作成する資料

資料の内容	提出期限
⑴　保有確認調査に必要な資料	
ア　敷地内の全ての棟の壁芯図 ※取壊しの有無にかかわらず、施設台帳に記載された全ての棟について作成すること。	令和 9 年 11 月 30 日
イ　面積表（施設台帳の棟番号・枝番号ごとに面積を集計したもの）	
ウ　配置図の重ね図（解体建物と新増改築建物を施設台帳配置図に記載したもの）	
⑵　補助金申請に必要な資料	
ア　建物配置図	令和 11 年 3 月 23 日
イ　完成建物の各階平面図 ※作成した平面図を色分けしたものを含む。	
ウ　完成建物の壁芯図	令和 11 年 2 月末 ※ 提出後に計画通知の内容に変更があれば、変更に合わせて要修正
エ　完成建物の面積表（建物完成後、施設台帳にそのまま面積を転記できるように棟・建物区分ごとに集計したもの）	
オ　その他補助金申請に必要な資料（本区の指示による）	―
⑶　補助金の実施調査に必要な資料	
ア　内訳書(ＲＩＢＣ２及び Excel データでの提出) ※積算資料の作成は原則としてＲＩＢＣ２による。（ＲＩＢＣ（リビック）とは、(財)建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」をいう。） ※補助金対象経費の考え方に基づき、内訳書を作成すること。	令和 11 年 3 月 23 日
⑷　耐力度調査の内容聴取に必要な書類	
ア　耐力度調査業務報告書	令和９年 11 月 30 日
イ　耐力度調査票	
ウ　耐力度調査チェックリスト	

3　参考資料

資料の作成に当たっては、主に以下の書類を参考にすること。参考資料については、必要に応じて区が提供又は貸与を行う。

⑴　義務法等各種関係法令

⑵　文部科学省及び東京都からの各種通知

⑶　『小学校施設整備事務ハンドブック－令和８年度－』等刊行物

⑷　その他区が保有する各種資料

4　その他特記事項

⑴　作成する資料の内容について、区と十分に調整を行うこと。

⑵　作成した資料について区から加除修正等の指示があった場合は、これに応じること。